平成２７年（フ）第７１３号
広島市佐伯区八幡東２丁目19番６号101
債務者　松田　妙子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１号
山口県長門市東深川2496番地１
債務者　森崎ふじ重
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第２１９号
香川県高松市香川町川東下1190番地１　有料老人ホームひだまり村
債務者　西川　憲治
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２６号
高知県長岡郡本山町本山182番地１、住民票上の住所高知県長岡郡本山町本山893番地１
債務者　石川　寿光
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９４号
福岡県小郡市希みが丘２丁目６番地１　ハイネス三浦202号
債務者　近藤ナルミ
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１０８号
長崎県大村市松山町882番地３　松山団地Ｂ棟101号、前住所長崎県大村市西大村本町214番地19　新世界内スナックおけい２－Ｆ
債務者　切江　光晴
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３４８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地42（中原屋マンション301号）
債務者　堀ノ内昭広
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２９号
北海道沙流郡平取町本町６番地６
債務者　水谷　好宏
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
青森県八戸市柏崎１丁目15番３号　第一やまね荘２号室、前住所東京都調布市下石原１丁目33番地３　グレイスＫ205
債務者　山辺　恵太
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
青森県八戸市沼館１丁目15番49号、前住所岩手県九戸郡軽米町大字高家第２地割51番地３
債務者　沢山　夏海（旧姓苅谷）
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
岩手県滝沢市野沢64番地118
債務者　富山香菜子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１２３号
千葉県山武郡九十九里町片貝3221番地１
債務者　塚田　　敦
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第８１号
富山県射水市本江2315番地２
債務者　竹村　康弘
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第８２号
富山県射水市本江2315番地２
債務者　竹村　香織
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２１０号
三重県いなべ市北勢町大辻新田264番地１　サンパティーク２Ｂ、前住所三重県いなべ市北勢町麻生田3244番地２
債務者　日下　北斗
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
三重県四日市市南納屋町５－４　相楽やなぎ方、住民票上の住所三重県四日市市東富田町17番35号
債務者　伊藤　妙子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
三重県四日市市西浦１丁目５番６号　向陽ビル701
債務者　伊達　克己
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係